



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成26年1月1日
第231号

発行責任者 支部長 岡部 豊生
編集責任者 副支部長 松永 研嗣
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社

謹賀新年



支部研修旅行 写真コンテスト

第一席 三品 智 会員
“秋のめぐみ”

新春のご挨拶



支部長
岡部 豊生

新年明けましておめでとうございます。支部会員の皆様
に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。旧年中は支部会
務に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

2013年は、東京五輪決定、富士山世界遺産登録
など明るい話題が目立った一年でありました。その一方
で、消費税増税決定など中小企業に暗雲をもたらす話
題も多かったように思います。日本経済は「アベノミクス」
の「3本の矢」と称される「大胆な金融政策」「機動的
な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」により、
円安株高が急激に進行し、輸出主体の大企業を中心
に業績が好転いたしました。しかしながら、中小企業
は大企業からの受注が増える企業がある一方で、資
源価格をはじめ原材料費の高騰などで逆風を受けた企
業もありました。2014年はビジネスチャンスをつかみ飛
躍の年にしたいものです。

日税連では「日本の未来のための税理士法改正を！」
を旗印に強い決意で、税理士法改正（特に税理士の
資格取得制度の見直し）の実現を目指してきました。ま
た、税制改正建議、東日本大震災に伴う支援策、ま

た職能を生かした社会貢献、中小企業支援、租税教
育にも積極的に取り組んでいます。名古屋税理士会
でもこれら施策の実現と社会からの要請に的確に対応し、
誇りある税理士制度の維持発展に取り組んでいます。
税理士自身が、国民・納税者から信頼される税務・会
計の専門家としての自覚をもち、国民にとって「もっとも
身近なパートナー」となるように、税理士制度を維持発
展させていかなければなりません。

昭和和支部では、昨年5月の定期総会でご承認い
ただきました事業計画に基づき会務を進めております。
研修関係では税制改正・判例検討・税理士制度を中
心に研修会を開催しました。広報関係では支部報・
ホームページによる会員への情報提供、また小学校・
中学校・高等学校への租税教室に積極的にも取り組ん
でいます。税務支援関係では税務相談所の運営、商
工会への派遣などを通じ、税理士の社会的貢献に努
めています。厚生関係では6月に家族・職員も参加で
きる日帰り研修旅行「初夏の関西 安藤百福インスタン
トラーメン発明記念館、京都水族館 おぼんざいバイ
キング」、10月には研修旅行「世界遺産『富士山』満喫
の旅」を実施し、会員の親睦を深めてまいりました。

これからも昭和支部の伝統である「和」をもって、各
部が連携をはかり部長・部員の協力のもと、会員のた
めの会務運営をしてまいります。会員の皆様にはます
ますのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年がご多幸と希望に満ちた
良い年となることを祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせ
ていただきます。

こもれび

「当たり年」という言葉があります。『広辞苑』によ
れば、「収穫や利益の多い年。転じて物事が思うよう
にうまく行く年。縁起の良い年。」と書かれていま
す。また、和英辞典には「a good (lucky) year」とあ
るように、良い事に使われる言葉のようです。

よく「今年はワインの当たり年」という言葉は耳に
しますが、昨年を振り返ってみて、何の当たり年だっ
たのでしょうか？

流行語大賞に「じぇじぇじぇ」「今でしょ！」「倍
返し」「お・も・て・な・し」と史上初の4つの言
葉が選ばれました。まさに「じぇじぇじぇ」ですが、
流行語の当たり年だったのでしょか。また、私に
はよく分からない天文分野では「彗星・オーロラ」の
当たり年でもあったようです。

しかし、昨年秋には、毎週のように台風が発生
し、多くの被害をもたらし、「藤原の効果」などとい
う聞きなれない言葉を耳にするとともに「台風の当
たり年」という言葉をよく聞きました。「当たり年」
という言葉の本来の意味からすると、被災者、被災
地への配慮に欠けた不適切な使い方では？と感じま
すが、ともあれ今年は何の「当たり年」になるの
でしょうか？

午年なので、「競馬の当たり年」というような景気
のよい年になると良いですが、消費税率引き上げ第
一弾、所得税関係の控除等の見直し、株式譲渡・配
当の軽減税率の廃止等々、また、27年相続税改正を
間近に控え、顧問先からは「増税の当たり年」と愚痴
をこぼされそうです。（杉野 嘉則）

新春
特集

新年に想う 年男・年女

亀澤 英生 (3月2日生)

平成26年を迎えて

あけましておめでとうございます。

今回で3回目の年男を迎えました。前回の年男のときと比べて、気になるのが体重の増加です。以前は忘年会などの季節に少々体重が増えても、しばらくすれば元に戻ったのですが、最近はなかなか元の体重に戻りません。そろそろ健康管理をしないとイケないと思いはじめています。

運動があまり得意ではない私ですが、20歳のころから合気道を続けています。型の稽古をするのですが、見た目以上に運動量があります。夏場などは、稽古の前と後では2キロ以上体重が減少します（稽古後のビールで減少分は帳消しになってしまいますが・・・）。

合気道を始めたきっかけは、学生時代に読んだ塩田剛三先生の著書に感動し、「達人になりたい!」と思ったことです。自分よりも大きな相手を投げ飛ばす姿を想像して、道場の門をたたきました。たたいたのは植芝盛平先生の合気会の門でした。当時はあまりそのあたりのことを知りませんでしたので。以来16年、達人の偉大さを感じながら稽古しています。

合気道の魅力は、年齢や体格に応じた稽古ができ、道場メンバーの年齢層が幅広いということです。型の稽古から入りますが、続けていくうちに「先をとる」事や「虚をつく」などの内面にも目を向けていくことができます。20代のころは体力で技をかけていましたが、今は相手の力を利用する方法を研究して稽古をしています。

この素晴らしい武道を、次の年男のときにも続けていきたいです。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。



安井 弘高 (7月20日生)

新年に想う
年男・年女

新年あけましておめでとうございます。私も今年で36歳、3回目の年男となります。あつ

という間に過ぎていく日常の中、今回の原稿執筆の依頼を受け、自分が年男になったことに気がきました。

私は、税理士になることを目指し、少しずつ勉強を始めたのが、ちょうど12年前の24歳の時でした。24歳の時は、次の年男を迎える頃には、自分はちゃんと税理士となっているのだろうか、仕事に就いているのだろうか、結婚はしているのだろうか、子供はいるのだろうか、など将来の自分について色々心配していたのを今でもはっきりと覚えています。

27歳の時に現事務所に入所させていただき、29歳の時に結婚もし、子供も今年の3月に生まれる予定です。税理士試験は一昨年になんとか合格することができ、昨年5月に税理士登録をし、昭和支部に入会させていただくことができました。今思えば、24歳の時の心配事がすべて乗り越し苦労となりました。乗り越し苦労という結果にできたのも、所長、事務所のみんな、友人、家族の協力があったおかげだと痛感しています。

12年後の次の年男を迎える頃には、生まれてくる子供は12歳。子供と一緒に年男を迎える事になります。果たして、12年後の自分には、まだ髪の毛が残っているのか不安です。12年前に比べ、抜け毛が増え、お腹もポッコリと出てきて、スーツやワイシャツは毎年新調しています。この不経済な現況を打破するため、今年こそは、ダイエットをしなければいけないと思っています。

仕事、勉強、家族、そしてダイエットと、欲張りではありますが、多方面で充実した1年になるよう、今年も頑張っていきたいと思います。



新春
特集

新年に想う 年男・年女

吉田 浩康 (7月26日生)



広報副支部長より、「新年に想う 年男・年女」との主題での原稿依頼があり、改めて今年が6回目の年男で7月が来ると満72才となるんだと実感した次第である。

さて、新年に想う年男について一体何を書けばいいか大変戸惑っているので、71年間を振り返り、過去を思い出しながら、経験を中心に書くことをお許し願いたい。

昭和17年太平洋戦争の最中に、名古屋市昭和区で出生、父は明治41年生まれの一宮の水飲み百姓の2男で、大変向学心に燃え、旧制中学に進学したかったそうだが、高等小学校までしか行かせてもらえず、卒業後、東京での丁稚奉公に出され、苦学して法政の夜間商業で勉学、その後20才で徴兵、そのまま職業軍人となり、戦争が長引き中尉（連隊副官）で終戦、根っからの職業軍人で終戦、戦後は仕事もなく、保険の外務員等で生計を立てていた。この様な厳しい家庭で育ったため、教育には理解があり、小学校6年間、中学校3年間は、一度も欠席せず、それぞれ皆勤賞を頂き、地元の高校を出て、東京の大学を卒業後、1年間のサラリーマンを経験、会計事務所に勤め、第25回の税理士試験に合格し現在に至っている。その間、朝鮮戦争で景気が回復、高校時の伊勢湾台風を経験、大学時の東京オリンピックでの飛躍的發展等様々な経験をしてきた。

人生50年、10年一昔のたとえもあるがこの間、多くの出会い、経験により、人生の半数以上、税理士業界で過ごさせていただいた。70年以上大きな病気にも罹らず元気(?)でいられるのも厳しかった父親のおかげと感謝し、元気で過ごしていけることを念じつつ新たな年を迎えたいと想っている。

小林 憲治 (8月1日生)

年頭に思う。
-万年青年を目指して-

私は今年満60歳を迎える年男だ。干支が一回りした。つまり還暦だ。昔なら、赤いちゃんちゃんこを着せられて、若い人たちに祝福され、好々爺を演じ、少し生きて西へと旅立つというお決まりの人生だった。年寄りには年相応のことをしなければならぬのか。いやそれはナンセンス。60歳だろうが70歳だろうが旺盛な好奇心を持ち、若者以上に活動的でなければならないと思う。

私は今、若者の間で人気のあるボーカロイドにはまっている。初音ミクよりGUMIや巡音ルカのほうが好きだ。神威がくぼも好きだ。CDは50枚以上ある。特に好きな曲は、Otetsuの星屑ユートピアとLast Note.のセツナトリップだ。この手の曲を事務所で聴いたり、自動車の中で聴いている。時々、葱を振り回すこともある。

ボーカロイドの話題で若者たちと話していると、若々しい気持ちを保つことができる。新しい発見もあり新鮮だ。私の固定観念を打ち砕かれることもあり、「負うた子に浅瀬を教えられる」のはこのことかしらと思わされることもある。とにかく若者から活力を分けてもらえることは有り難い。若さを保つ秘訣だと思う。

もしこの拙い文に触発されて、若者から活力を注入してもらいたい方がいらっしゃったら、ぜひお試しください。「いつやるか?今でしょ」と叫んでいる塾講師がいるが、正にその通りだと思う。

私は、万年青年を目指して生きている!!

新春
特集

新年に想う 年男・年女

高瀬 直子 (8月12日生)



新春を迎え、謹んでお祝いを申し上げます。「新年に想う」という主題をいただき、改めて今までの自分を振り返るとともに、今年は、ついに年女ということで、新たな節目として、今までとは違った気持ちで新年の目標を立てたいと思います。

私は、現在も勤務している事務所に11年前の平成15年に就職し、4年前の平成22年に許しを得て税理士として登録し、現在に至ります。働き始めた当時は、分からないことばかりで、とても苦労したのを覚えています。周りの諸先輩方にご指導いただきながら、徐々に仕事にも慣れて、充実した日々を過ごしてきたように思います。思うようにできない自分やお客さまへの対応に悩みながらも、この11年間の間に仕事を通して様々なことを経験させていただき、また大過なく過ごせたことに、感謝の気持ちでいっぱいです。ただ税理士を目指すと思った当時の想像していた自分になれているかなと考えると、特に登録してからの4年はあっという間で、勉強不足で未熟な自分に反省してしまいます。日々の業務を円滑に進めるためにも、また必要とされる人になるためにも、勉強を怠らず、焦らず、ひとつひとつレベルアップをしていけるようにこれからを過ごしていきたいと思います。

私生活では、旅行が大好きで、今年の年末年始はスペインのマドリッド、グラナダ、バルセロナを旅しました。そして、毎回のように決意するのが、「もう少し言葉が話せれば楽しくなるから英語を身につけよう」です。必要な現地の言葉は、いつでも出せるようにメモしたり覚えたりして準備するのですが、とっさにでるのはやはり学校で勉強している英語です。ほとんどの場所で通じます。なかなか実行できないこの目標を今年こそ実行に移せるようにしたいと思います。

中澤 良次 (10月13日生)



新年あけましておめでとうございます。

今年は36歳の年男になりますが、思い起こしますと12年前の2002年(平成14)は、私は横浜の病院に勤務しておりました。大学を卒業し、入社3年目で資材の調達や経理の業務を行っている頃でした。

2002年は、年初に「ユーロ」の流通が開始された年ですが、ソルトレークシティー冬季五輪の開催や、小柴昌俊氏・田中耕一氏のノーベル賞受賞、そして、日本と韓国の共同によるサッカーのワールドカップの開催があるなど、街中が妙な熱気と期待感に溢れていた年だったように記憶しています。

しかし、その一方で、実際には景気も低迷したままで、銀行の不良債権回収も進んでいないという状況がありました。中小企業への貸し渋りも横行し、その世相を反映するかのよう、ユーキャンが発表している2002年の流行語には「貸し剥がし」という言葉がトップテン入りをしたりしました。

そのような不安定な世相がそうさせたのか分かりませんが、その年、私は遊んでばかりいた週末に、簿記の専門学校に通い始めました。最初から明確に税理士になりたいという目標はありませんでしたが、結果的にその年、私は勤務していた病院を退職し、昨年8月に税理士資格を取得するまで、税理士になることを目標に過ごしてきました。

その目標が叶い、年初に想いますことは、よく言われることではありますが、税理士資格取得はゴールではなくスタートであるなということです。

これからの12年間も充実した日々を過ごし、次回の年男の原稿で、また良い報告ができるよう成長していきたいと思います。

最後になりましたが、昭和支部の皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げますとともに、本年も諸先輩方のご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

新春
特集

新年に想う 年男・年女

新家 節之 (12月14日生)

新年に想う



私は、いつも正月にその年の「順守すべき基本姿勢」を心にひとつ決める。そんなことをやり始めてから、もう8年の歳月が過ぎた。今、思えば、何故そんなことを考えるようになったのか？ それは残された時間を私が考えるようになったことなのかと、改めて感じる。

今年、「年男」と言うことは当然分かっている。地元の祭礼で「塩振り」という役回りが今年来ると、一昨年に同年者から連絡があったからだ。祭礼では還暦の男性が「塩振り」という役割に付く。私が初めて祭礼に25歳で加わった時、25歳の私は「塩振り」の男性を見て、「おじいさん」がやる役割なんだと、苦く思ったことを今でもよく覚えている。その時の印象は今、言葉でいうには切なすぎるので言いたくはない。

私が教えを受けた尊敬する「先生」のある言葉を私はいつも心の奥にしまっている。「人には運命形成能力があるんだよ」と、その「先生」はおっしゃった。人の運命を決めるのが神であるなら、その神は自分の胸の中に棲んでいると想う。その言葉を今も、いつも、いつも、信じて疑わないし、事実その言葉の通りになっていると感じる。

この大切な言葉に、加わった新たな言葉がもう一つある。あの忌まわしい震災の時から、心にふつふつと浮かび上がり、浸み込んだその言葉は……『世界が明日滅びるとしても、私は今日リンゴの苗木を植える』……というマルチン・ルターの言葉である。近年はホスピスにも使われていると聞いているが、私にとっては、私の胸をキュンとさせる言葉であり、これからの私の「生き様」を思わせる響きがある。

私は生身の人間である。そう……まだ冷凍保存もされていないし、燻製にもなっていない。新春にそんなことを想っている自分がある。

棚田 則子 (12月20日生)

新年に思う年女



新年明けましておめでとうございます。

思えば税理士業界の門をたたいて2回目の年女です。前は開業した年でした。

私のこの業界との出会いは、たまたま新聞で会計事務所の事務員の募集広告をみて、それに応募し、採用していただいたことがきっかけです。そこでは私の採用時期と同じ時期にコンピューターを導入したので、伝票の入力作業が私の主な仕事となりました。その後、税理士の試験勉強や大学院進學と平行しつつ、消費税、法人税、所得税、相続税の財産評価の実務経験をすることができました。

ふと振り返ると広島より名古屋に住んだ期間のほうが長くなりました。10代で大学進学のため見知らぬ名古屋へ来ました。当初はこの土地になかなかなじめませんでした。それに大学の専門とは全く違う税理士という職業に就きました。ともあれ現在なんとか仕事ができているのは大学の友人、恩師、知り合いの税理士の方々のサポートのおかげと思っています。

現在は、日々の税理士業務および公益活動、税務研究所での研究活動と日々、動き回っております。これも開業当初、支部の税対部の税務相談所に採用いただき、税務相談員や消費税の講師などをさせていただいたおかげと思っています。

新年にあたり、健康に留意しつつ、自分の能力の範囲で活動を続けていこうと心新たに思っています。

最後に私の支えとなっている言葉を贈ります。

一日一日の命を心から愛すること

(自分が生きているすばらしさを深く喜ぶこと)

価値観のほかなさを注視せよ

(「正しいか」「正しくないか」にとらわれないこと)

11月支部研修

(平成25年11月8日開催)

「海外進出の税務」

講師: 税理士法人トーマツ 名古屋事務所パートナー
税理士 奥川哲也 氏



1 企業の海外事業と国際税務問題

企業の海外事業の状況により、以下のような国際税務の問題が発生する。

〈ステップ1〉海外進出の検討 → タックスヘイブン税制等

〈ステップ2〉海外で利益計上 → 海外支店における現地法人所得税に係る外国税額控除等

〈ステップ3〉海外利益の回収 → 外国子会社配当金益金不算入制度等

〈すべてのステップ〉 → 租税条約の適用・移転価格税制

2 海外事業を行う上で検討すべき制度

(1) タックスヘイブン税制(措法66の6)

企業が、全世界での税負担を少なくするため、税率が極めて低い国等に外国子会社を設立し、その外国子会社を通じて取引をすることによって税負担を不当に軽減、回避することを規制するために、タックスヘイブン税制がある。

タックスヘイブン税制が適用される場合、極めて税率が低い国等の外国子会社の所得について、持分に応じて日本親会社の所得に合算して課税される。ただ、適用除外基準を満たすこと等により、合算課税されない場合もある。

例えば、特定外国子会社等に該当(外国関係会社に該当・租税負担割合が20%以下)しなけ

れば、合算課税はない。また、特定外国子会社等に該当しても、適用除外基準をすべて満たし、資産性所得(持分割合10%未満の株式に係る配当及び譲渡所得などの所得)の金額が一定額以下の場合にも、合算課税はない。

(2) 外国税額控除(法法69)

海外に支店があった場合、その所得について、日本と海外で二重に課税されることを防ぐことにより、対外投資を税制面で不利にしないために、外国税額控除の制度がある。

(3) 外国子会社配当金益金不算入制度(法法23の2)

外国子会社配当金益金不算入制度の対象となる外国子会社は、発行済株式等の25%以上(租税条約に異なる割合が定められている場合にはその割合)保有し、かつ、配当の支払い義務が確定する以前6ヶ月以上引き続き保有している必要がある。

(4) 租税条約

租税条約の直接の目的としては、国際的二重課税の排除と脱税の防止がある。

(5) 移転価格税制(措法66の4)

法人が、国外関係者との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行った場合に、その取引につき、法人が当該国外関係者から支払いを受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき又は法人が当該国外関係者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、その国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなされる。

国税当局の税務調査アプローチとしては、「所得移転の蓋然性」の有無が反映されていると考えられる利益水準に着目したマクロ視点と、個々の取引内容に着目したミクロの視点の両面からの検証となる。

3 最近の国際税制に関する情報

多国籍企業の「税源侵食と利益移転」(BEPS)について、近年、米国や英国の議会で多く問題にされており、OECDにおいてもその対応について本年6月「BEPS行動計画」が検討・承認された。

4 おわりに

実務で頭を悩ませる海外進出の税務について、実例を交えながら、わかりやすく説明していただき、1時間30分の研修でしたが、非常に充実した研修会でした。

(研修部 日高 正樹)

12月支部研修

(平成25年12月13日開催)

1. 「綱紀監察」

講師：名古屋国税局 税理士専門官
棚矢 清 氏

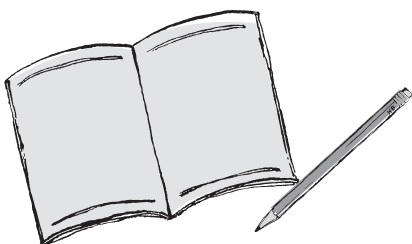


(1) 綱紀監察の趣旨・背景

国税庁は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命の下、「税理士業務の適正な運営の確保」を任務のひとつとしており、研修会は税理士等の違反行為を未然に防止する観点で行っている。

(2) 事例紹介

- ①脱税相談の禁止(法36条)・脱税相談等をした場合の懲戒(法45条)
- ②信用失墜行為(法37条)
自己脱税・多額かつ反職業倫理的自己申告漏れ(無申告)・名義貸しなど
- ③使用人に対する監督義務(法41条の2)
- ④事務所の設置(法40条)
- ⑤社員の競業の禁止(法48条の14)



2. 「法人税に関する誤りやすい主な事例」

講師：昭和税務署 筆頭副署長
丸山新次 氏



(1) 法人税に関する誤りやすい主な事例

- ①売上げに関する項目
決算期末における締め後の売上計上漏れ・自家消費の計上漏れ
 - ②棚卸資産に関する項目
仕入先や外注先へ預けた材料等(預け在庫)の計上漏れ・棚卸集計表の集計誤りや誤った単価又は数量による棚卸集計表の作成など
 - ③修繕費に関する項目
建物や機械等の修繕に当たり、明らかに耐久性が増す費用を修繕費に計上・取得価額に算入される設置費用等を修繕費等に計上
 - ④経費等に関する項目
交際費以外の科目(旅費交通費や福利厚生費など)に計上されているものであっても、税法上、交際費等に該当するものについては加算が必要
- ### (2) 印紙税に関する誤りやすい主な事例(第17号文書)

印紙税については、書類を作成した時期が納付時期となる。なお、平成26年4月1日から、5万円以上が第17号文書の課税文書となる(現行3万円以上)。

- ①クレジットカード利用の場合であっても、「クレジットカード利用」の旨を領収書に記載しないと、第17号の1文書に該当する。

②再発行した領収書や仮領収書についても、第17号の1文書となる。

3. 「平成25年分 年末調整について」

講師：昭和税務署 法人課税第7部門
上席国税調査官 田邊聖博 氏



(1)改正事項

①復興特別所得税

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、所得税の額の2.1%相当額とされており、年末調整においても所得税及び復興特別所得税の合計額で行う。源泉徴収事務においては、給与や賞与のみならず、退職手当等についても、平成25年分以降の源泉徴収税額表を使用すること。

②給与所得控除

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除については、245万円の定額とされた。

③特定役員等に対する退職手当等

特定の役員等に対する退職手当等に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除を控除した残額を2分の1する措置が廃止された。

(2)扶養控除等の留意点

扶養控除等申告書については必ず平成25年分を使用すること。平成26年分を使用すると、老人扶養や特定扶養などの判定のために表記されている生年月日が、1年ずれることになる。また、特定扶養親族は学年で判断せずに、生年月日で確認す

ること。扶養の判定については、収入金額と所得金額の違いについて再度確認すること。外国人の労働者であっても居住者に該当すれば日本人と同様に年末調整を行う。

(3)その他

年末調整過納額については、まず年末調整を行った12月分と相殺し、翌年の2月分までに引ききれない場合「年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書」を提出すること。

4. 「償却資産（固定資産税）の 申告等について」

講師：金山市税事務所
固定資産税課償却資産係
係長 水野永久 氏



(1)提出先について

償却資産の所在する区ごとに申告書・種類別明細書を作成し、提出すること。

(2)注意点

①一括償却資産については課税対象外であるが、中小企業者等が租税特別措置法を適用した場合の30万円未満の少額償却資産は課税対象となる。

②アパートを建てられた方、テナントの方、太陽光発電設備を設置された方で事業用資産に該当する方について、土地・家屋とは別に、設備等について償却資産の申告を行う必要がある。

(研修部 服部 裕子)

「税を考える週間」



国税庁の『税を考える週間』に関連して、支部では11月10日の日曜日にイオン八事店1階にて昭和税務連絡協議会のイベントの一環で無料税務相談を行いました。当日はあいにくの雨模様の天気でしたが、イオンのイベントもあり、店内は朝から多数の買い物客でにぎわっていました。無料相談では2名の会員が相談員を担当しましたが、昭和税務署の担当官や青色申告会、法人会の皆さんが配布した連絡協議会の粗品が入ったチラシに『税務相談』の案内を同封したこともあって、待ち時間が出るほど盛況でした。



相談内容は、所得税に関するものが多かったのですが、例年と違って一般的な医療費控除や年金申告といったものではなく、株の譲渡損の繰越控除を利用した場合の配偶者控除について

とか、前年にたまたま譲渡所得があったので国保をたくさん払っているが申告したら税金が還付されるのかといったような、具体的でかつちょっとイレギュラーな事例の相談が多かったように感じました。なかには、資料持参でいらした方もあ

り、短い時間ではなかなか回答が難しい相談もありました。また、相談者は税務かどうかかわらず年金の扶養届の質問だったり、本題に入るまでにこれまでの人生を語ってくださる方もいらっしゃりいろいろな意味で大変勉強になった1日でした。



ただ、身近で気軽に税金相談ができるせっかくの機会でしたのに、相談に受け答えするのに必死になってしまい、粗品や資料の配布、e-Taxの紹介などのPRを忘れてしまい余裕を持った対応ができなかったのが反省点です。これからの季節、確定申告の無料相談など納税者と接する機会が増えますが、わかりやすくまた、的確に回答ができるように心がけていきたいとも思いました。

【11月の月例集会】

平成25年11月8日(金)午後1時30分より 名古屋市天白文化小劇場

(昭和税務署からの連絡事項)

1. e-Taxの現状について
2. 確定申告における閉庁日対応について
3. 所得税の予定納税(第2期分)の納税について

(支部より連絡事項)

- 厚生部：支部研修旅行のお礼
広報部：写真コンテストについて
研修部：今後の研修会について
総務部：今後の予定及び電子申告に関するアンケートの実施について

【12月の月例集会】

平成25年12月13日(金)午後1時30分より 名古屋市中心企業振興会館

(昭和税務署からの連絡事項)

1. 国家公務員倫理法・倫理規定について
2. 「税理士等事務員名簿」等の提出依頼について
3. 「消費税法改正のお知らせ」特集ページについて
4. e-Tax利用における新しいルート証明書等のインストールについて(平成26年1月6日以降使用に必要)
5. 納税証明書交付時の本人確認方法の変更について
6. 源泉所得税未納整理時の照会等に関する協力依頼について

(支部より連絡事項)

- 研修部：夜間研修のご案内
今後の研修予定及び配布図書の案内
税対部：無料相談割付発送について
無料税務相談所・年金受給者等に対する説明会について
広報部：写真コンテストの発表について
総務部：幹事会開催及び会場案内
支部事務局の年末年始休暇について
次回月例集会・新年会のご案内

【昭和支部幹事会】

平成25年12月13日(金)午後5時30分より メルパルク NAGOYA

1. 承認事項

- (1) 支部準会員会費の変更の件
- (2) 準会員入会承認の件

2. 報告事項

- (1) 支部事業中間報告
- (2) 支部会計中間報告

支部よりのお知らせ

・1月月例集会及び研修会のご案内

平成26年1月10日(金)
メルパルク NAGOYA
研修会 午後2時より
「消費税率引上げに伴う注意点
—Q&Aで理解する8%消費税—」
講師：税理士 金井恵美子氏
月例集会 午後3時45分より

・夜間研修会のご案内

平成26年1月14日(火)
今池ガスビル 7階A会議室
研修会 午後6時30分より
「書面添付制度の実践研修会」
講師：昭和税務署担当

支部研修旅行写真コンテスト



第二席 表野宏和 会員
“車窓より初富士を眺む”



第三席 杉野嘉則 会員
“秋”



佳作 梅本由美子 会員
“太鼓乱舞”



佳作 谷高範昭 会員
“恵林寺 石灯籠”



努力賞 水野敬子 会員
“山中湖入水 by カバ”